

(公印省略)
令和3年5月18日

保護者 様

伊勢崎市教育委員会
教育長 三好 賢治

まん延防止等重点措置に伴う対応について

日頃より本市の教育活動に、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

群馬県が国に対して要請した「まん延防止等重点措置」が、5月16日(日)より適用となりました。伊勢崎市は県内における措置の対象区域となり、6月13日(日)までが適用期間となります。

各ご家庭においては、家庭での過ごし方や学校・幼稚園への連絡について、下記の点にこれまで以上に留意していただき、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、ご協力のほどお願いいたします。

記

1 健康観察について

- (1) 毎日検温を行い、発熱や風邪症状がないか健康状態を確認する。
- (2) 発熱や風邪症状が出た場合は、かかりつけ医または県受診・相談センター(TEL: 0570-082-820)に電話連絡し指示に従う。また、学校・幼稚園へ連絡する。
- (3) 園児児童生徒本人及び同居する家族や身近な親族等に、発熱等の風邪症状など感染が疑われる症状が出ている場合は、登校を控えるようにする。
- (4) 園児児童生徒本人及び同居家族が、「感染が疑われる症状が出ている場合」や「検査を受けることになった場合」は、学校・幼稚園へ連絡する。

2 家庭での過ごし方について

- (1) 不要不急の外出は控える。
- (2) 大人数での会食や大人数での集まりは避ける。
- (3) 家庭においても、換気や手洗い、咳エチケットなどの感染症対策をしっかりと行う。
- (4) 早寝早起き朝ごはんに努め、生活リズムを整える。

3 その他

- (1) 保護者の方が来校・来園する場合には、マスクの着用や検温を必ず行ってください。体調の悪い時や風邪症状がある場合には、来校・来園をしないでください。
- (2) 学校や幼稚園での生活や部活動については、近距離での接触を伴う感染リスクの高い活動は、措置期間中は行いません。